

インドネシア、輸入食品等のハラール認証義務化を さらに 2 年延期し、2028 年 10 月 18 日開始へ

輸出前の「ハラール製品検証」制度も撤廃へ / 今後 2 年間は現状維持

インドネシア政府の経済担当調整大臣府は、2026 年 10 月 16 日、政令 2024 年第 42 号を改正する政令により、ハラール認証義務の段階的な適用期間を延長すると発表しました。これにより、本年 10 月 18 日に開始が予定されていた海外からのインドネシアへ輸出される食品・飲料等に対するハラール認証義務は、2028 年 10 月 18 日からの適用となります。本義務化は、当初 2024 年 10 月に予定されていたものが 2 年間延期されていたもので（弊社 2024 年 10 月 21 日付プレスリリース参照）、今回さらに 2 年延期されることとなりました。ただし、今回の発表は改正政令の公布前に行われたものであり、最終的な決定として確定したものではない可能性もあることから、弊社では引き続き今後の動向を注視してまいります。本発表により、日本の事業者に於かれて、従来までと同一の方法で引き続き輸出を行うことが可能であると弊社では考えています。

1. 輸入食品等の義務化は 2028 年 10 月 18 日から

海外からの食品・飲料、食肉製品、食肉処理サービスに対するハラール認証義務は、相互承認の進捗も考慮したうえで、2028 年 10 月 18 日から適用されます。国内の小規模・零細事業者の食品・飲料や、化粧品・健康食品・医薬部外品等の猶予期間も 2028 年 10 月 17 日まで延長される一方、一般用医薬品(2029 年)・処方薬(2034 年)のスケジュールに変更はありません。

2. 輸出前の「ハラール製品検証」制度（積荷前検査）は撤廃へ

輸入通関前に、BPJPH が指定する検査機関による検証を求めていた「ハラール製品検証」制度について、根拠となる BPJPH 規則 2026 年第 4 号を撤回すると発表しました。（当初発表されていた内容に関しては、参考までに本プレスリリース 2 ページ目以降を参照ください）

3. 結論：今後 2 年間は現状維持

弊社では、日本からインドネシアへ食品等を輸出される事業者の皆様にとって、今後 2 年間は、現状どおりの対応で輸出を続けられる状況になると考えております。

4. 今後の動向に関して

非ハラール製品の表示を定めた BPJPH 規則 2026 年第 3 号や、ハラール認証が不要となる基準を定めた BPJPH 長官決定 2026 年第 301 号の扱いについては、今回の発表では触れられていません。弊社では、改正政令の公布とあわせて、これらの関連規則の改正についても情報を収集し、適宜お知らせしてまいります。

弊社では、自治体・公共団体に加え、日本の民間事業者の皆様からもハラール認証に関するご相談をお受けしております。まずはお気軽に弊社問い合わせ窓口（contact@klik-eat.jp）までご連絡ください。

【ご参考】当初のハラール認証義務化に際して発表されていた内容

以下は、2026 年 10 月 18 日の義務化開始を前提として弊社が作成していた当初の発表案です。今回の延長発表により、適用開始日や「ハラール製品検証」制度など、一部の記載は現時点の状況と異なります。制度の内容を理解するうえでの参考として、当初の内容のまま掲載いたします。

1.ハラール義務化で影響を受ける日本側での実務

1. 輸入前の「ハラール製品検証」制度：インドネシア政府のハラール製品保証実施機関（Badan Penyelenggara Jaminan Produk Halal、以下「BPJPH」）が定めた規則2026年第4号により、ハラール認証義務のある製品および非ハラール表示が必要な製品は、輸入通関前に、BPJPHが指定する検査機関による検証を受ける制度が設けられました。具体的な運用については今後の発表を注視する必要があります。
2. 日本の認証機関の証明書は登録が必要：日本の認証機関が発行したハラール証明書を利用する場合、インドネシア側での登録が必要です。
3. 非ハラール製品の表示：BPJPH規則2026年第3号により、非ハラール製品はハラール認証が免除される一方、「MENGANDUNG BABI」（豚含有）または「NON HALAL」の表示が必要です。

NON HALAL

MENGANDUNG BABI 

今回新たにBPJPHが定めたラベル（参考）

2.ハラール対象外となる基準の見直し

BPJPH 長官決定 2026 年第 301 号により、ハラール認証が不要となる製品・原材料の基準が改定されました。未加工、または洗浄・乾燥・粉碎・加熱などの最小限の加工のみを施した原材料などが対象外とされています。原材料や加工方法により、これまでとハラール認証が必須となるか否かの区分が変わる品目もあるため、自社製品がどの区分に該当するか改めて確認されることを推奨致します。

3.弊社の取り組み

弊社は、2025 年 1 月 28 日付プレスリリース「日本初インドネシア BPJPH ハラール認証を国内屠殺所が取得・申請から認証取得まで、弊社が包括的に認証取得をサポート」にて発表の通り、インドネシア現地法定代理人として、日本国内の屠畜場として初となる BPJPH ハラール認証の取得を支援いたしました。こうした認証取得支援を通じて培った知見と現地ネットワークを活かし、弊社ではインドネシアのハラール認証制度や輸入規制に関する情報収集・対応支援を行っております。

インドネシアでは輸入関連規制の改正や運用変更が頻繁に行われるため、最新情報を適時に把握することが重要です。今回のハラール認証義務化についても、今後、細則や実務上の運用が変更される可能性があることから、引き続き動向を注視してまいります。弊社では、自治体・公共団体に加え、日本の民間事業者の皆様からもハラール認証に関するご相談をお受けしております。まずはお気軽に弊社問い合わせ窓口（contact@united-trading.service.com）までご連絡ください。

4.ハラル認証義務化の想定スケジュール

時期	主な対象
2024 年	食品・飲料、食肉処理サービス、食肉製品、食品・飲料製品の原材料・食品添加物・副資材（※1）
2026 年	天然成分医薬品、医薬部外品、健康食品 化粧品、化学製品、遺伝子組換え製品（※2） 消費財（※3）：衣類・アクセサリー、家庭用品・イスラム教の礼拝用品・事務用品、医療機器（カテゴリ-A）
2029 年	一般用医薬品（OTC）・限定 OTC 医薬品、医療機器（カテゴリ-B）
2034 年	処方薬（向精神薬を除く）、医療機器（カテゴリ-C）
2039 年	生物学的製剤（※2）、医療機器（カテゴリ-D）
サービス	食肉処理、加工、倉庫保管、包装、流通、販売、外食産業（※2）。各製品カテゴリごとのスケジュールに従い段階的に実施

※1 中堅・大企業が対象。小規模・零細事業者は 2026 年 10 月 18 日から

※2 食品、飲料、医薬品、化粧品に関するもの

※3 動物由来の原材料に由来する、または動物由来の原材料を含む場合

政令 2024 年第 42 号および大統領規則 2023 年第 6 号（BPJPH 資料）を基に弊社にて作成

5.United Trading Service について

United Trading Service 株式会社は日本各地の生産者の皆様に寄り添い、地域の誇る産品を海外へ繋ぐ架け橋となるために設立されました。現在までに日本各地の地方自治体様と連携し、インドネシアを始めとする ASEAN 各国向けの販路開拓支援や、各種輸出等を行っております。現在までに、富山県、石川県、沖縄県、神戸市、JA 十勝清水等への海外販路開拓支援実績を有します。

【会社概要】

社名：United Trading Service 株式会社

本社所在地：沖縄県浦添市

事業内容：海外販路開拓支援、各種商品の輸出入等

設立：2022 年

HP：www.united-trading.service.com